

平成22年12月24日

関係者各位

日本慢性期医療協会
会長 武久洋三
地域連携委員会
委員長 池端幸彦
Tel.03-3355-3120

在宅療養支援病院部会の発足について（お知らせ）

謹啓 歳晩の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。本年も、皆様には慢性期医療の充実に向けて一方ならぬご高配を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年度診療報酬改定において、在宅療養支援病院が制度として動き始めました。当会会員においては、既に約70病院が在宅療養支援病院として届出をしております。在宅療養支援病院を含めた慢性期病床は、急性期医療ならびに在宅療養の両方と連携をはかりながら地域医療を担っていく位置づけにあり、超高齢社会の日本で果たすべき役割はますます大きくなっております。

そこで、このたび、日本慢性期医療協会として、「在宅療養支援病院の10の指針」として下記を掲げ、明くる1月13日に第1回在宅療養支援病院部会を発足させる運びとなりました。在宅療養支援病院の会員が集まり、そのあり方、地域での展開の仕方、診療所との連携の進め方等について意見交換し、地域医療の充実に貢献していく所存です。あくまでも当会は、10の指針に沿って、地域独占や囲い込みなどをしない真面目な在宅療養支援病院を理念として運営してゆくことを目標とするものです。

引き続き各位のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

《在宅療養支援病院の10の指針》

1. ある程度の初期急性期機能を有すること
2. 専門科オンコールがある程度とれること
3. 在宅療養支援診療所の後方病床としての連携を結んでいること
4. 慢性期開放型病床を有すること
5. 診療の質が担保されていること
6. 回復期リハビリテーション病棟を有する、または十分なりハビリ機能のあること
7. 地域包括医療センターとして脳卒中や大腿骨骨折連携パスのコーディネーター機能を有すること
8. 地域包括支援センターを併設し、介護予防だけでなく、地域の介護連携のセンター機能を持つこと
9. 4疾病5事業に協力していること
10. 市町村と密接に連携していること